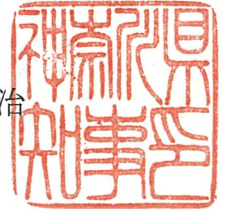


政 総 第 1616 号  
令和 4 年 3 月 24 日

神奈川県議会議長 小 島 健 一 殿

神奈川県知事 黒 岩 祐 治



質 問 趣 意 書 に つ い て （ 回 答 ）

令和 4 年 2 月 25 日 付 け 神 議 第 1756 号 を も っ て 送 付 の あ り ま し た 北 井 宏 昭 議 員 からの 質 問 趣 意 書 に つ い て、 別 紙 の と お り 答 弁 書 を 提 出 し ま す。

問 合 せ 先  
政 策 局 総 務 室  
企 画 調 整 第 一 グ ル ー プ 長 野  
内 線 3041

## 答 弁 書

### 脱炭素社会への取組について

#### 1 地中熱利用促進について

(本県における積極的な活用について)

「地中熱」とは、気温が季節により大きく変化する一方で、地面から10メートルより深い地中の温度は年間を通してほぼ一定であるため、この温度差を活用し、熱交換することで空調などに利用することが可能な熱エネルギーです。

省エネ効果が高く、温室効果ガス排出量の削減につながることから、2050年脱炭素社会の実現という高い目標を達成するためには、その導入は重要なものと認識しています。

県では、3月に改訂する神奈川県公共施設等総合管理計画の中で脱炭素化の取組を新たに位置付け、省エネや創エネに計画的に取り組むこととしています。

そうした中、今後、地中熱の活用についても、施設の立地条件や用途などを踏まえ検討していきます。

(普及しやすい価格への誘導について)

地中熱を利用する設備の導入においては、地中深く掘削し配管を設置するため、導入コストが課題となっています。

そのため、国においては、地中熱利用の普及を図るために、導入に対する補助のほか、コスト低減に向けた技術開発にも取り組んでいます。

県においても、「地中熱ポテンシャルマップ」を作成し、県のホームページで公開しています。このマップは、県内各地域で地中熱を導入する場合のポテンシャルを、地質や地下水の状況などから、メッシュ毎に色別で表示したものです。地下にチューブを埋設する長さや本数の参考にでき、試掘をしなくても適切な場所・規模で導入を検討できるため、導入コスト削減に貢献できます。

こうした支援策等の活用によりコスト低減が進むものと考えています。

#### 2 オール神奈川での取組について

(集合住宅の駐車場への充電装置の整備促進について)

都市部においてEVを普及させるためには、マンション等の集合住宅へのEV充電設備の導入を進める必要があります。

国は、マンション等のEV充電設備の導入に対して補助を行っていますが、導入が進んでいません。これは、マンション等の管理組合の資金に余裕がなく、国補助を充当しても費用負担の課題が解消されないことに加え、管理組合がどう取り組めばよいか分からない、住民の合意形成が難しい、といったことが課題となっているからと認識しています。

そこで、管理組合の費用負担を極力抑えるために財政的支援を充実させることに加え、意思決定や補助金申請の手続きなどを支援するアドバイザーの派遣といった、導入に向けた総合的な支援策を構築するよう、国に求めていると考えています。

(マンション等の共同住宅に対する再生可能エネルギーの導入促進について)

県内の住宅数の6割近くを占める集合住宅への太陽光発電の導入を促進するため、発電した電力を共用部分で自家消費する太陽光発電及び蓄電池の導入に対する補助制度を、令和元年度に創設しました。

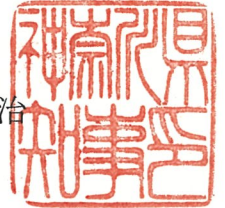
この補助制度について、令和2年度までの2年間の申請件数が少なかったことなどから、令和3年度は休止いたしました。しかしながら、支援の要望が多く寄せられたこと、また脱炭素化に向けた取組を加速させるため、令和4年度は再開したいと考え、予算案を計上しており、補助により費用負担を軽減することで、導入を促進していきたいと考えています。

政総第 1617 号

令和 4 年 3 月 24 日

神奈川県議会議長 小 島 健 一 殿

神奈川県知事 黒 岩 祐 治



質 問 趣 意 書 に つ い て （ 回 答 ）

令和 4 年 3 月 7 日付け神議第 1775 号をもって送付のありました佐々木ナオミ議員からの質問趣意書について、別紙のとおり答弁書を提出します。

問合せ先

政策局総務室

企画調整第一グループ 長野

内線 3041

## 答 弁 書

### 1 神奈川のこれからを考える取組について

#### (1) パートナーシップ制度の導入について

性の多様性については、近年認知度は高まりつつありますが、当事者である性的マイノリティの方は、依然として、周囲の無理解や偏見により、様々な生きづらさを抱えることがあり、性の多様性に関する正しい理解の促進は大変重要です。

県はこれまで、企業向けの研修会や学校における性の多様性に関する教育など、性的マイノリティの理解促進を図ってきました。

また、パートナーシップ制度については、住民生活に最も身近であり、住民登録や戸籍の事務を担う市町村において行われることがふさわしいと考え、「性的マイノリティ支援に係る県・市町村連絡会議」を立ち上げ、意見交換や情報共有を行い、制度導入を促してきました。

県内では、令和4年3月1日時点で、17市町が制度を導入済みであり、令和4年度導入予定の9市町を含めると、来年度には、県内人口カバー率が95%となる見込みです。

さらに、県内のほとんどの導入市町では、他の自治体と相互に連携協定を締結して、転出入の際の手続きを簡素化しています。

こうした状況も踏まえ、県としては、パートナーシップ制度の導入に向けて、引き続き市町村の支援を行っていきます。具体的には、導入していない市町村にヒアリングを行い、導入にあたっての課題解決に向けた支援を行っていくとともに、導入済みの市町に対しても、利用できる行政サービスの充実や、さらなる連携協定の締結を働きかけていきます。

また、本年3月に改定予定の「かながわ人権施策推進指針」において、性的マイノリティの人権課題を、新たにひとつの施策分野として位置づけ、取組の方向性を示していきます。そして、指針に基づき性的マイノリティの差別解消に向けて、性の多様性に関する正しい理解の促進も進めていきます。

今後も、性的マイノリティの方々が、自分らしく生きていけるよう、「ともに生きる社会かながわ」の実現に向けて、しっかりと取り組んでいきます。

#### (2) 自伐型林業について

県では、良質な水を将来にわたり安定的に確保するため、平成19年度より県民の皆様から特別にいただいている水源環境保全税を活用して、水源涵養などの公益的機能の高い森林づくりを進めています。

その中で、林道から近いスギやヒノキの人工林については、森林組合等が手入れ不足の森林を対象に間伐を繰り返し行い、また、伐採した間伐材を有効に活用し、収益を得るための取組を県が支援することで、持続的な森林管理を進めています。

また、近年の自然志向の高まりやワークライフバランスの定着などを背景に、若者や転職を希望する方々が地方に移住し、自伐型林業を始める動きが全国で広がっていると承知しています。

この自伐型林業は、自然環境に配慮して大面積の伐採は行わず、間伐を繰り返すもので、本県が進める森林管理の考え方にも沿っており、水源涵養などの公益的機能の発揮の面からも期待できます。

一方、間伐材の搬出に必要な作業道は、自然環境への配慮に加え、本県の地形・地質を踏まえた作業の安全性や効率性を確保するとともに、災害にも強い丈夫な道とするため、本県ではその幅を2.5メートル以上としています。

この考え方は、水源環境保全・再生施策を進める中で、施策の点検・評価を行う「水源環境保全・再生かながわ県民会議」の委員からも御意見をいただき整理したものであり、また、安全面等の理由からも、幅員2メートルへの見直しは困難と考えています。

しかし、自伐型林業は、民間主体の持続的な人工林の管理や、近年の多様化する新たな働き方の一つとして期待できることから、本県に適した進め方について検討していく必要があると考えます。

そこで、まずは、神奈川に合った自伐型林業とはどのようなものか、取組を始めたいと考えている方々や関係市町村と一緒に、現場での議論や取組事例の検証などを重ね、県としてどのような支援ができるか検討してまいります。

### (3) 市街地への出没など野生イノシシの新たな課題について

県では、これまで、地域の農家や市町村が主体となって鳥獣の隠れ場所となるヤブの刈り払いや防護柵の設置、捕獲などに取り組む「地域ぐるみの対策」を支援してきました。

今年度からは、捕獲奨励金の交付や県と市町村が一体となって、大学や民間など多様な主体と連携した取組を始めるなど、対策を強化しています。

その結果、被害が減少している地域もありますが、県全体では農作物被害はほぼ横ばいであり、生活被害や人的被害は近年増加傾向となっています。

昨年9月の国の中央環境審議会の答申では、今後講ずべき措置の一つとして、鳥獣が市街地に出没した際の迅速な対応の重要性が示されており、本県においても、市街地等で人的被害が発生しないよう対策を講じる必要があります。

そのためには、イノシシなどの鳥獣を市街地に出没させない対策を強化するとともに、出没した場合の具体的な対応について、市町村や警察などの関係機関と共有しておくことが重要です。

そこで、まず市街地への出没を防ぐため、中山間地での地域ぐるみの対策を継続して進めるとともに、被害が減少している成功事例を他の市町村に広げ、各地域での効果的な対策につなげます。

また、万が一、イノシシが出没した場合に備え、今年3月に策定した対応マニュアルにより、関係機関との連絡体制や役割分担を共有するとともに、ホームページ等を活用し、遭遇した場合にとるべき行動などを住民にも周知するなど、出没時の対応を強化します。

加えて、市街地への出没情報など、これまで蓄積してきたデータを分析し、出没しやすい場所などを予測したハザードマップの作成を進めます。

こうした取組により、鳥獣を寄せ付けない環境づくりを強化しつつ、イノシシなどの市街地出没時の万全の対策を準備することで住民の方々の安全・安心につなげてまいります。

#### (4) 熱海の土砂災害を踏まえた土砂の適正処理への更なる取組について

土砂の適正処理を進めるためには、事業者が法令の規定に基づき、必要な手続や盛土の安全を確保する措置を講じることが必要です。

まず、盛土の総点検で問題のあった箇所への今後の対応についてです。

盛土の総点検は、農地法、森林法、土砂条例等、土地利用を規制する法令ごとに、権限を有する県や市町がそれぞれ行っており、既に点検を概ね終えました。

その結果、直ちに災害が発生するおそれがある盛土は確認していませんが、許可手続がとられていないなど、問題がある箇所については、県や市町が法令に基づき、既に是正指導を行っており、今後も引き続き、行為者等に対して強く是正を求めていきます。

次に、県土砂条例施行規則の見直し具体的な内容と進捗状況についてです。

現行の規則では、盛土造成を行う際に、事業者が実施する説明会の対象を、一律、周囲50メートル以内の住民等としています。

この規定について、盛土造成を行う箇所の下流側が、熱海の災害のような土石流の警戒区域などである場合は、こうした区域にお住まいの方々も、説明会の対象に加える規則改正を行います。

この改正案について、1月から2月にかけて、パブリックコメントを実施した結果、県民の皆様からのご意見はいずれも改正案には賛成するというものでしたので、原案のまま改正手続を進め、改正規則を3月末に公布し、周知期間を経て、7月1日の施行とする予定です。

こうした取組により、盛土を含む土砂の適正処理を進め、県民の安全・安心をしっかりと守つ

てまいります。

## 2 県西地域における諸課題について

### (1) 県立足柄上病院の分娩機能について

分娩にとって最も重要なことは、母子ともに安全で安心な状況で出産できる環境を整えることです。

足柄上病院における分娩数は、平成 18 年に、横浜市立大学からの産科医の派遣が、小田原市立病院に集約されたことで、大きく減少しました。

また、29 年度からはローリスクの分娩に限り、助産師による院内助産を年 40 件程度、行ってきましたが、ローリスクとはいえ、妊婦さんの急変により他の病院に緊急搬送が必要となった事案もありました。

さらに、足柄上病院が、令和 2 年 4 月に、新型コロナウイルスの重点医療機関となって以降、院内助産も休止しています。

足柄上病院がある県西地域では、人口減少や高齢化に伴い、分娩数が減少し、分娩機能も縮小を余儀なくされていますが、こうした中でも安心して出産できる環境を確保しなければなりません。

そのため、地元の自治体や医療関係者とも協議を重ね、そのご理解のもと、昨年 3 月に、小田原市・県・県立病院機構の 3 者で「小田原市立病院と県立足柄上病院との連携・協力の方向性」を取りまとめました。

この中で、県西地域において、安全で安心な分娩ができる体制を確保するため、出産に伴うリスクにも対応できる小田原市立病院に、足柄上病院の分娩機能を集約することとしました。

こうしたことを踏まえると、足柄上病院における院内助産の継続は、困難と考えていますが、今後、足柄上病院では、市町の乳幼児健診や小児予防接種等に積極的に協力することで、地域の子育て支援に貢献してまいります。

### (2) 小田原海岸前川地区における越波対策について

相模湾沿岸は、都市化が進み、多くの人口をかかえていることから、越波や津波などから、県民のいのちや財産を守るため、護岸の整備や養浜などを進めていくことが重要です。

小田原海岸前川地区では、令和元年東日本台風により、高波が護岸を越え、家屋等に被害が及んだことから、県は護岸の嵩上げや養浜等による対策に取り組んでいます。

まず、護岸の嵩上げですが、護岸の高さは津波や高潮を想定して決めることとなりますが、一



方で、眺望が損なわれることから、その高さの決定にあたっては、地元の方々にご理解を得ることが必要です。

そこで、県は、昨年8月に、海岸付近にお住いの方々を対象に、地元説明会を開催し、嵩上げる高さをお示しして、概ねご了解をいただきました。

今後、嵩上げ後の護岸にあたって跳ね返った波が、近接する西湘バイパスに影響を及ぼさないよう留意しながら、護岸の形状など、具体的な構造を決定して、早期に工事に着手していきます。

また、緊急性の高い養浜工事を優先するため、一時的に休止していた護岸基礎部の補強工事については、今年度、再開に向けて準備を進め、令和6年度の工事完了を目指します。

次に、養浜についてですが、令和元年の台風被害を踏まえ、令和2年度から投入する砂の量を増やして実施しており、今後も、測量など、定期的なモニタリングを行いながら投入量を調整し、効果的な養浜を実施していきます。

県は、引き続き、地元の方々に丁寧に説明しながら、小田原海岸前川地区の越波対策に、しっかりと取り組んでまいります。